

基本計画検討委員会（第3回・書面開催）意見及び対応について

該当部分	意見(概要)	対応
II 施設機能	P7 ①外来療育、②障がい児等療育支援において、「主に経過観察児や保育所・幼稚園に通う障がい児に対し」と記載されているが、直接支援を行うという時点で経過観察児とは言わないため、「主に保育所・幼稚園に通う障がい児などに対し」と修正する。	P7 ①外来療育、②障がい児等療育支援について、「主に保育所・幼稚園に通う障がい児などに対し」に修正する。
	P7 ④「障がい児保育訪問支援・私立幼稚園障がい児支援」については、「特別支援保育訪問支援・私立幼稚園障がい児支援」に名称変更されているのではないかと。 ※P10 2③も同様	P7 ④「障がい児保育訪問支援・私立幼稚園障がい児支援」について、「特別支援保育訪問支援・私立幼稚園障がい児支援」に修正する。 P10 2③も同様に修正する。
	P8の「4. 外出が困難な障がい児への支援」は、専門性と利便性が強く求められるものである。民間事業所では、見守りに近いものになりがちではないかと思うので、人員配置も含め充実したものとしてほしい。	P25 施設運営計画に記載している通り、南部療育センターにおいては、外出が困難な障がい児への支援も含めた各機能に必要な専門的知識や業務経験が豊富な人材を配置することとしている。
	P8 5①に記載している、Pステップは、特に発達障がい児の特性に焦点をあて、当たり前が通じにくい子育てを支援する目的でゆうゆうセンターにて独自に作成したペアレントトレーニングのプログラムであるため、「ペアレントトレーニングやPステップなど」と並べ記す必要はないと考える。	P8 5①について、「ペアレントトレーニングなどの保護者支援」と修正する。
	P9「10 その他」の『児童発達支援センターの利用調整事務や就学相談等の公的機関補助業務など、障がい児療育の中核施設として既存療育センター等が行っているその他の業務について実施する。』について、『障がい児療育の中核施設として既存療育センター等が行っている「児童発達支援センターの利用調整事務」や「就学相談等の公的機関補助業務」等の業務について実施する。』の方が良いのではないかと。	P9「10 その他」について、「障がい児療育の中核施設として既存療育センター等が行っている児童発達支援センターの利用調整事務や就学相談等の公的機関補助業務等の業務について実施する。」に修正する。
	福岡市はサポート保育をはじめとして、以前に比べると様々なサービスが提供されてきている。また、母親の就労や託児希望の増加もあり、利用者のニーズには大きな変化がみられていくのではないかと現場の実感がある。今後は、1の相談診断機能（診察、発達相談、進路相談、医療的相談など）や、3の幼保の施設支援などのアウトリーチ機能などが重きを増していくのではないかと考えられ、時代に即した柔軟な機能を備えていくことが必要と思われる。	相談診断について、相談から診断までの期間を短縮するため、南部療育センターについては、既存の療育センターと比較し、相談室の拡充を検討している。また、アウトリーチについては、専門的な支援体制のあり方についても検討を進めるなど、その拡充を図っていくこととしている。
III 主な関係機関との連携及びエリア分担	P10 III 1 ②について、放課後等デイサービスについても、支援の対象とするのか。	放課後等デイサービスについても、支援の対象となる。
	P10 III 1 ⑤について、「研修などによる円滑な移行連携」について、「研修やケースを通じた引継ぎ、見学の受け入れなどによる円滑な移行連携」と修正してはどうか。	P10 III 1 ⑤について、「研修などによる円滑な移行連携」について、「研修や個々の引継ぎ、見学の受け入れなどによる円滑な移行連携」と修正する。
	P10 III 1 ⑤は、学校との連携が中心内容だが、なかなか学校の壁は未だに厚い壁がある。教育委員会（主として発達教育センター）の理解、協力の下、連携の拡充に少しずつ努めていただきたい。	教育委員会と連携を図りながら、特別支援学校や特別支援学級などへの円滑な移行連携を行う。
	特に肢体不自由児の通園エリアなどは、再度慎重に通園ルートと所要時間とを考慮し、既存療育センターとのエリア分担を具体的にを行うことが必要。	P26に記載している通り、通園エリアについては今後の検討事項としており、南部療育センターの通園エリアについては、利用調整委員会において、バスコースを基本としたおおまかな地域割りなどに基づき受け入れ児を決めているため、利用調整委員会と連携しながら通園エリアを検討していく。
IV 整備地について	南部地域は、JRや西鉄の駅への利便性が悪い地域もあり、車での移動も多いと思われる。止めやすい駐車場を整備していただきたい。 自家用車利用が多くなることもあり、前面道路の状況や隣接の施設（公民館・学校・福祉施設等）との協議などにより、非常時のスムーズな移動、避難などに留意されたい。	P23施設配置計画に沿って検討するとともに、詳細については、今後の基本設計等にて、いただいたご意見の趣旨も踏まえながら、検討していく。
V 施設建築計画	フェンスや建造物等の色合いが無機質にならない方が良い。	P23施設配置計画に沿って検討するとともに、詳細については、今後の基本設計等にて、いただいたご意見の趣旨も踏まえながら、検討していく。
	東部療育センターなど既存のセンターの利便性を考察し（長所、短所、不具合の抽出）、基本方針に記載している（すべての人が使いやすい、サービスを提供しやすい、維持管理しやすい）施設の実現を図ってほしい。 屋根付き駐車場のスペース、設計の配慮について、再度お願いしておく。	

該当部分	意見(概要)	対応
Ⅷ今後の 検討事項	<p>P 2 6 2 行目 「具体的な施設のあり方」については、「具体的な療育センター事業のあり方」に変更してはどうか。</p>	<p>P 2 6 今後の検討事項については、1 段落目に南部療育センターについてご意見をいただき本計画をとりまとめた旨を記載し、2 段落目に療育のあり方等についてご意見をいただき今後の検討事項として整理している旨を記載している。</p> <p>なお、「具体的な施設のあり方」については、正確な記載とするため、設置要綱の記載にあわせて、「南部療育センターのあり方（機能・体制・設備等）」に修正する。</p>
	<p>前年度の「福岡市障がい児療育のあり方検討委員会」と「福岡市南部療育センター（仮称）基本計画検討委員会」の協議で、東部療育センター開設以降の療育状況を整理することで、新たな課題が明らかになっている。</p> <p>東部療育センターの開設以降の課題に対応した南部療育センター開設のために「Ⅷ 今後の検討事項」を設けられたのは賛成である。</p> <p>項目については、複数の委員から発言があった「アウトリーチ」についても、以下の文言で、今後の検討項目に追加で挙げてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域支援を中心とした訪問型の支援（アウトリーチ）や連携についての専門的な支援体制のあり方 	<p>P 5 に記載している通り、南部療育センターにおけるアウトリーチについての専門的な支援体制のあり方については検討を進めることとしており、市全域におけるアウトリーチについては、療育のあり方とあわせて検討していく。</p>
	<p>検討事項の内容について、南部療育センターの施設の完成にどのように合わせながらどのように検討していくか、その手順など、具体的道筋を今後示してほしいと思います。</p>	<p>今後の検討事項に記載している内容については、いただいたご意見の趣旨も踏まえながら、今後検討していく。</p>
	<p>4 歳児の単独通園は、療育支援の充実を図り、家族支援の柱（安心・安全な就学に向けての親子分離療育）になると思われ、早期の導入実施を願う。</p>	
	<p>今後の検討事項について、以下のように修正してはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 療育センターや児童発達支援センター等の通園の弾力化の方策 ・ 肢体不自由児の4 歳児単独通園の開始時期の将来計画 ・ 療育センターの整備に伴う各センターの通園エリアの再調整 	